

目 次

第1編 健康保険法（一般被保険者関係）

① 事業所の適用等

- Q 1 「協会けんぽ」とは？ 2
- Q 2 厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？ 3
- Q 3 本社と支社を一括適用とすることができるか？ 4
- Q 4 個人弁護士法律事務所は健康保険に加入できないのか？ 6
- Q 5 外国人が事業主でも健康保険は適用されるか？ 7
- Q 6 70歳以上の社長のみの会社でも、社会保険の適用事業所か？
8
- Q 7 事業所廃止時の手続は？ 9
- Q 8 特定適用事業所に該当しなくなった場合はどうなるのか？ 10
- Q 9 従業員数50以下の事業所でも、特定適用事業所になれるのか？
11

② 被保険者の資格取得と喪失

- Q 10 代表取締役は被保険者になれるか？ 13
- Q 11 自宅待機、一時帰休等の場合の被保険者資格は？ 14
- Q 12 2つの会社に勤務した場合、標準報酬等健康保険はどうなるのか？ 14
- Q 13 パートタイマーも加入できるか？ 16
- Q 14 小さな会社のパートタイマー（週20時間の勤務者）も加入できるか？ 17
- Q 15 外国人も加入できるか？ 18

2 目 次

- Q 16 個人で任意加入できる制度はあるのか？ 19
- Q 17 任意適用事業所でなくすることはできるか？ 21
- Q 18 試用期間中は被保険者にしなくてもよいのか？ 22
- Q 19 採用日と出勤日が異なる場合、資格取得年月日はいつになるのか？ 22
- Q 20 採用したのに年金事務所への届出を忘れた時は？ 23
- Q 21 4月1日付転勤の場合の資格得喪日はいつか？ 23
- Q 22 関連会社へ出向した場合の被保険者資格はどうなるか？ 24
- Q 23 定年到達後、嘱託として雇用された者の被保険者資格の喪失・取得の手続はしなければならないのか？ 25

③ 報酬および標準報酬月額

- Q 24 テレワークにおける交通費は報酬なのか？ 27
- Q 25 年度の途中から、賞与を年間4回支給する場合は、いつから報酬に含めるのか？ 28
- Q 26 病気療養中の者への見舞金は報酬か？ 29
- Q 27 傷病手当金支給の際、通勤手当の取扱い？ 29
- Q 28 病気療養中で無給の者の標準報酬月額はどのように決定されるのか？ 30
- Q 29 定時決定等の際、有給休暇取得日数は、支払基礎日数に含めるのか？ 31
- Q 30 算定基礎届に関する支払基礎日数について、夜勤労働者等で日をまたぐ勤務の場合の支払基礎日数の数え方 31
- Q 31 定時決定の際、4・5・6月の平均報酬額ではなく、年間平均報酬額で算定する方法はないのか？ 32
- Q 32 借り上げ社宅の家賃は、標準報酬月額に算入すべき報酬か？ 33
- Q 33 特定適用事業所の短時間労働者の算定基礎届はどのように行うのか？ 35

- Q 34 随時改定の際、年間平均の額で報酬月額を改定することはできないのか？ 36
- Q 35 二以上事業所勤務者の随時改定は、どのように行えばよいのか？ 38
- Q 36 産前産後休業終了後に職場復帰したが、給与が下がってしまった場合、今までと同じ保険料額を支払わなければならないのか？ 39
- Q 37 育児・介護休業法に基づく育児休業を終了した際の標準報酬月額はどのように改定されるのか？ 40
- Q 38 年2回、1回300万円支給の賞与の場合、標準賞与額はいくらになるのか？ 42

④ 被扶養者

- Q 39 配偶者に内職収入がある場合、被扶養者になれるか？ 43
- Q 40 年収が106万円以上ある場合は被扶養者にならないのか？ 44
- Q 41 政府施策「年収の壁」により、被扶養者認定の所得基準（年収130万円未満）は変更されたのか？ 45
- Q 42 妻が勤めを辞め雇用保険の失業給付（基本手当）を受ける場合、被扶養者にはなれないのか？ 46
- Q 43 三男が両親を被扶養者にすることは可能か？ 47
- Q 44 夫婦共働きの場合、子どもは誰の被扶養者にするのか？ 48
- Q 45 妻の両親を被扶養者にすることはできるか？ 49
- Q 46 外国に住んでいる外国人の妻を被扶養者にすることはできるか？ 49

⑤ 業務上・業務外

- Q 47 業務上・業務外の判断基準はあるのか？ 51

4 目 次

Q 48 請負仕事中にケガをした場合は、給付を受けられるのか？
52

Q 49 被保険者 5 人未満の会社の役員が業務上ケガをした場合の取扱い？ 53

[6] 療養の給付

Q 50 健康診断は給付の対象か？ 54

Q 51 一部負担金と自己負担額の割合は？ 55

[7] 療 養 費

Q 52 自費診療を受けた場合、後日治療費が返還されることがあるのか？ 56

Q 53 資格取得届の提出を忘れた場合は自己負担か？ 57

Q 54 高額療養費はどのように支給されるのか？ 58

Q 55 柔道整復師による施術は保険給付対象か？ 60

Q 56 海外旅行中に病気やケガで治療を受けた場合は、保険の対象にならないのか？ 61

[8] 傷病手当金

Q 57 傷病が重複した場合、傷病手当金の支給は 2 倍になるのか？
63

Q 58 傷病手当金はいくらもらえるのか？ 64

Q 59 同一疾病の場合、傷病手当金の支給期間は？ 65

Q 60 傷病手当金受給中に家事手伝いをしたら傷病手当金は打ち切られるか？ 66

Q 61 傷病手当金と出産手当金を同時に受けられるか？ 67

- Q 62 傷病手当金は支給額と給与額との差額を事業主が支払うとどうなるのか？ 67
- Q 63 傷病手当金受給者が障害厚生年金を受けられるようになるとうなるか？ 68
- Q 64 傷病手当金の支給期間はいつからいつまでか？ 69
- Q 65 待期期間の計算は、いつが起算日か？ 70
- Q 66 有給休暇は待期期間に含まれるか？ 70
- Q 67 傷病手当金を受給していた者が配置転換により従前の業務より軽い業務に就いた場合、以前同様に支給されるか？ 71
- Q 68 休業補償給付受給中の者が同時に傷病手当金も受けられるか？ 72
- Q 69 傷病手当金と雇用保険の基本手当とを同時に受けられるか？ 73
- Q 70 労務可能時の昇給差額が支給された場合、傷病手当金から控除されるのか？ 74
- Q 71 傷病手当金の消滅時効はいつか？ 74

9 死亡に関する給付

- Q 72 自殺の場合、埋葬料（費）は支給されるか？ 76
- Q 73 犯罪行為と因果関係がある場合でも、埋葬料（費）は支給されるか？ 76
- Q 74 埋葬料と埋葬費はどう違うのか？ 77
- Q 75 死産の場合、家族埋葬料は支給されるか？ 77
- Q 76 保険給付の受給者が死亡し、まだ支払われない保険給付は、誰が受給できるのか？ 78

10 出産に関する給付

- Q 77 健康保険での出産とは？ 79

- Q78 出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度とは？
80
- Q79 双児を出産した場合、出産育児一時金と出産手当金の額は？
81
- Q80 人工妊娠中絶の場合にも保険給付が受けられるのか？ 82
- Q81 被保険者が出産中に死亡した場合、出産育児一時金・出産手当金は支給されるのか？ 83
- Q82 出産前に請求した出産手当金は、出産予定日と出産の日がずれた場合、どうなるのか？ 83
- Q83 出産手当金受給中に家事従事をするとは支給されないのか？
84

11 資格喪失後の給付

- Q84 退職後に傷病手当金を受けられるか？ 85
- Q85 退職しても出産手当金を受けられるか？ 86
- Q86 退職後でも、出産育児一時金は受けられるか？ 87
- Q87 資格喪失後に傷病手当金・出産手当金を受けていた者が死亡した場合、埋葬料は支給されるか？ 88

12 給付制限

- Q88 自殺未遂の場合に健康保険からの給付があるか？ 89
- Q89 自動車の無免許運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 90
- Q90 飲酒運転による事故での治療は給付が受けられるか？ 91
- Q91 第三者行為による事故と保険給付の関係は？ 91

13 保 険 料

- Q 92 傷病手当金から本人負担分の保険料を控除してもよいか？ 94
- Q 93 40歳になった者の健康保険の保険料額はどのように計算されるのか？ 95
- Q 94 同一月内に二度転職した場合の保険料はどうなるか？ 96
- Q 95 標準賞与額に係る保険料はどのように計算されるのか？ 97
- Q 96 2以上の事業所に勤務する被保険者の保険料の事業主負担分はどう計算するのか？ 98
- Q 97 資格取得年月日の誤りがあった場合、さかのぼり分の保険料を控除してもよいか？ 99
- Q 98 月末退職者の保険料は、どのように控除すればよいか？ 100
- Q 99 産前産後休業期間中の保険料は免除されないのか？ 101
- Q 100 育児休業期間中の保険料の免除はいつからいつまでか？ 102
- Q 101 協会けんぽの保険料率はどのように決められるのか？ 104

14 その他の事項

- Q 102 社会保険審査官等に審査請求ができる者は誰か？ 106
- Q 103 審査請求ができる事項は何か？ 106
- Q 104 保険給付を受ける権利の消滅時効は何年か？ 107

15 健康保険組合関係

- Q 105 健康保険組合と全国健康保険協会（協会けんぽ）との違いは何か？ 108
- Q 106 健康保険組合の事業はどのように運営されているか？ 109
- Q 107 健康保険組合が解散するとどうなるか？ 110

第 2 編 健康保険法（日雇特例被保険者関係）

① 日雇特例被保険者の資格取得

- Q 108 6 カ月～9 カ月間のみ雇用する場合、日雇特例被保険者になるのか？ 112
- Q 109 日雇労働者が適用除外になる場合とは？ 113
- Q 110 保険料の納付と保険料額は？ 115
- Q 111 1 日において2 カ所の事業所に勤務した場合の保険料納付は2 回か？ 117
- Q 112 加入させなければならない日雇特例被保険者を放置した場合はどうなるか？ 117
- Q 113 日雇特例被保険者の適用事業所とは？ 118
- Q 114 午前0 時をはさんで連続勤務した場合、勤務日数は何日か？ 119

② 保険給付

- Q 115 手帳交付されて6 カ月足らずの場合、受けられる給付はあるか？ 120
- Q 116 治療を受けるに当たり、給付期間に制限はあるのか？ 122
- Q 117 療養の給付を受けるためにはどのような手続が必要か？ 123
- Q 118 日雇特例被保険者と一般の被保険者とでは療養の給付の内容に違いはあるか？ 123
- Q 119 傷病手当金の受給要件と支給額は？ 124

第3編 厚生年金保険法

① 日本年金機構

- Q120 日本年金機構とは 128
- Q121 被用者年金一元化による被保険者の種別 129
- Q122 マイナンバー制度 130
- Q123 年金分野のマイナンバー利用 130
- Q124 マイナンバー未収録の厚生年金保険被保険者 131
- Q125 マイナンバーによる届出と様式変更 132
- Q126 「ねんきんネット」と「マイナポータル」 133
- Q127 オンライン事業所年金情報サービス 134
- Q128 年金相談多言語通訳サービス 135
- Q129 年金委員 136
- Q130 子ども・子育て拠出金 137

② 被保険者の資格

- Q131 被保険者の資格 138
- Q132 厚生年金保険の「同月得喪」 140
- Q133 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大 141
- Q134 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の適用単位 143
- Q135 任意特定適用事業所の手続と、過半数を代表する者の要件 144
- Q136 特定適用事業所の不該当 146
- Q137 5人以上の従業員を雇用する土業の個人事業所の厚生年金保険 147
- Q138 育児休業等の保険料免除 148

Q 139 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置 148

Q 140 社会保障協定 149

③ 被保険者期間の計算

Q 141 被保険者期間の計算方法 151

④ 保険給付

Q 142 給付を受ける手続 154

Q 143 年金の支払方法 155

Q 144 年金額の端数処理 156

Q 145 未支給の保険給付 157

Q 146 厚生年金保険の脱退一時金 158

⑤ 時 効

Q 147 年金の消滅時効 160

⑥ 老齢厚生年金

Q 148 老齢厚生年金の支給要件 162

Q 149 老齢年金受給資格期間25年から10年に短縮 163

Q 150 在職中に受ける老齢厚生年金 164

Q 151 70歳到達時の被保険者等の届出 166

Q 152 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整 167

Q 153 雇用保険の基本手当との調整 168

Q 154 老齢厚生年金の額と計算方法 170

Q 155 老齢厚生年金の額の改定 180

Q 156 加給年金額がもらえる場合 181

Q 157 老齢厚生年金を遺族が請求する場合 186

- Q 158 老齢厚生年金の支給の繰下げ 186
Q 159 老齢厚生年金の支給の繰下げと加給年金 188
Q 160 老齢厚生年金の受給権者の手続 189

7 障害厚生年金

- Q 161 障害厚生年金の受給要件 192
Q 162 障害の程度の等級区分 193
Q 163 障害厚生年金の受給資格と期間の通算 194
Q 164 初診日が65歳以後にある障害厚生年金 195
Q 165 2つ以上の障害厚生年金の受給権の調整 196
Q 166 障害厚生年金の額の計算 197
Q 167 障害認定以降の厚生年金保険被保険者期間 199
Q 168 障害厚生年金の改定請求 200
Q 169 障害厚生年金の受給期間と消滅事由 201
Q 170 障害認定後に傷病が重くなった場合 202
Q 171 障害厚生年金と傷病手当金との併給 202

8 障害手当金

- Q 172 障害手当金の受給要件 204
Q 173 障害手当金の目的 205
Q 174 障害厚生年金の併合改定と障害手当金 205
Q 175 障害手当金の額の計算 206

9 遺族厚生年金

- Q 176 遺族厚生年金の目的 207
Q 177 遺族厚生年金の支給要件 207
Q 178 受給資格期間短縮と遺族厚生年金の受給要件 209

Q 179	障害厚生年金の受給権者が死亡したときの遺族厚生年金の支給	210
Q 180	遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲	210
Q 181	遺族厚生年金の新ルール	212
Q 182	夫が妻の遺族厚生年金を受けられる場合	213
Q 183	遺族厚生年金の額の計算	213
Q 184	労働基準法の遺族補償と厚生年金保険の遺族厚生年金	215
Q 185	支給停止と遺族厚生年金裁定請求	216
Q 186	損害賠償金の受領と遺族厚生年金の支給停止	217
Q 187	遺族厚生年金の併給調整	218
Q 188	遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の調整	218
Q 189	遺族厚生年金と老齢基礎年金の併給の調整	220
Q 190	遺族厚生年金の受給権の消滅事由	220
Q 191	内縁関係の遺族厚生年金受給	222
Q 192	遺族厚生年金受給の優先順位	222
Q 193	配偶者の再婚と子どもの遺族厚生年金受給権	223
Q 194	養父母の遺族厚生年金受給権	224
Q 195	死亡当時胎児であった子の遺族厚生年金	224
Q 196	遺族厚生年金受給権者と先順位者の出現	225
Q 197	遺族厚生年金受給権者の養子縁組	225
Q 198	死亡の推定と遺族厚生年金の支給	226
Q 199	死亡とみなされた場合の遺族厚生年金の支給	227

10 離婚時の厚生年金の分割

Q 200	離婚時の厚生年金の分割の仕組み	228
Q 201	離婚時の厚生年金の分割の効果	229
Q 202	事実婚の取扱い	229
Q 203	複数の婚姻期間がある場合の離婚分割	230
Q 204	按分割合	231

Q 205 年金分割の合意書と代理人 232

11 第 3 号被保険者期間における厚生年金の分割

Q 206 第 3 号分割の仕組み 234
Q 207 具体的な分割方法 235
Q 208 年金額の改定 236
Q 209 第 3 号分割と離婚分割との関係 236

第 4 編 国民年金法

1 被保険者の資格

Q 210 被保険者 240
Q 211 加入の手続 241
Q 212 基礎年金番号通知書 242
Q 213 マイナンバー制度 242
Q 214 被保険者と各種の給付 243
Q 215 第 3 号被保険者の国民年金への加入と保険料 244
Q 216 第 3 号被保険者の加入要件 244
Q 217 第 3 号被保険者の届出の特例 245
Q 218 国民年金の被保険者の種別 246

2 保 険 料

Q 219 保険料の免除 248
Q 220 国民年金保険料の支払い方法・前納 251
Q 221 学生納付特例制度 252
Q 222 失業等による特例免除 253

- Q 223 配偶者のDV被害による特例免除 253
- Q 224 未婚のひとり親等の保険料免除 254
- Q 225 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度 256
- Q 226 産前産後の国民年金保険料免除期間中の付加保険料 257
- Q 227 産前産後期間の国民年金保険料免除とその他の免除・猶予
257

③ 保険給付

- Q 228 受給権の発生と請求手続 259
- Q 229 年金受給権者の氏名変更 260
- Q 230 国民年金の脱退一時金 261

④ 老齢基礎年金

- Q 231 老齢基礎年金の支給要件と年金額 263
- Q 232 年金額の改定 269
- Q 233 昭和31年4月2日以降生まれと昭和31年4月1日以前生まれて
年金額が異なる理由 270
- Q 234 老齢基礎年金の受給資格の取得と脱退 271
- Q 235 厚生年金保険の老齢厚生年金と国民年金の老齢基礎年金の併給
271
- Q 236 老齢年金生活者支援給付金 272
- Q 237 給与収入がある場合の老齢年金生活者支援給付金 274

⑤ 障害基礎年金

- Q 238 障害基礎年金の支給要件と年金額 276
- Q 239 同一の傷病、同一の初診日で障害年金を再請求する場合の初診
日の証明 277

- Q 240 障害基礎年金の失権・年金額の改定請求 278
- Q 241 障害基礎年金を遡り支給を受けた際の国民年金保険料の還付
279
- Q 242 20歳前傷病による障害基礎年金 280
- Q 243 離婚に伴う障害基礎年金の子の加算 281
- Q 244 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整 282
- Q 245 特別障害給付金 283
- Q 246 障害年金生活者支援給付金 285
- Q 247 障害基礎年金と傷病手当金の併給 286
- Q 248 障害年金と生活保護の調整 287

〔6〕 遺族基礎年金

- Q 249 遺族基礎年金の支給要件と年金額 288
- Q 250 遺族年金生活者支援給付金 289

〔7〕 国民年金基金関係

- Q 251 制度の目的 291
- Q 252 年金の種類と掛金 292
- Q 253 遺族一時金 293
- Q 254 中途脱退の給付 293
- Q 255 掛金などの税法上の取扱い 294
- Q 256 iDeCoと国民年金基金 294

第 5 編 高齢者の医療の確保に関する法律

- Q 257 後期高齢者医療制度とはどんな制度か？ 298
- Q 258 加入の手続は必要か？ 300

- Q 259 後期高齢者医療制度の保険医療機関等での負担はどのように決められているか？ 301
- Q 260 高額療養費および高額介護合算療養費の自己負担限度額はどのように計算されるか？ 303
- Q 261 傷病手当金を受けていた者が75歳になると受けられなくなるか？ 305
- Q 262 後期高齢者医療制度の費用はどこが賄っているのか？ 305
- Q 263 後期高齢者医療制度の保険料はどのように決められるのか？ 306

第 6 編 介護保険法

- Q 264 制度の概要は？ 310
- Q 265 要介護・要支援の認定はどのように行われるか？ 312
- Q 266 介護保険の保険給付にはどのようなものがあるか？ 313
- Q 267 介護保険の保険料の算定基準、納付方法は？ 314

1 事業所の適用等

Q1

「協会けんぽ」とは？

「協会けんぽ」という組織について、現在、健康保険の運営はどのようにしているのか教えてください。

A

現行の健康保険法に基づく適用業務、保険給付および保険料の徴収等の運営を行っている保険者は、全国健康保険協会（全国健康保険協会管掌健康保険）と健康保険組合（組合管掌健康保険）です。

健康保険組合については後述しますので、ここでの説明は省きます。

法律改正により、平成20年10月に、従前の政府管掌健康保険が全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）に改変されました。

協会けんぽの組織は、東京都に本部、各都道府県に1つずつ支部が置かれています。本部には運営委員会、支部には評議会が設置され、事業主および被保険者の意見に基づく自主自立の運営が行われています。

保険給付や保健事業の内容については、法律改正以前と同様ですが、各種の申請書および届出書の提出先が、次のようになっています。

〈協会けんぽの都道府県支部に提出〉

- 保険給付関係（各種保険給付の申請書）
- 任意継続被保険者関係（資格得喪申出書・被扶養者届・住所変更届等）
- 健康保険資格確認書交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 保健事業関係（特定健康診査等）
- 福祉事業関係

〈日本年金機構の年金事務所に提出〉

- 事業所関係（新規適用届・事業所関係変更届等）
- 被保険者資格関係（資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届・報酬月額変更届・報酬月額算定基礎届・賞与支払届等）
- 事業所の保険料納付関係（保険料口座振替納付（変更）申出書）

保険料計算をするための保険料率については、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者および当該都道府県に居住する任意継続被保険者）を単位に決められます。そのうち一般保険料率は、1000分の30から1000分の130までの範囲で都道府県単位保険料率として協会が決定します。

なお、詳細については、管轄の日本年金機構の年金事務所（以下「年金事務所」という）および協会けんぽの都道府県支部にお問い合わせください。

Q2

厚生年金保険には加入せず、健康保険のみの加入は可能か？

健康保険だけ適用を受け、厚生年金保険に入らないことができますか。

A

事業所の強制適用事業所については健保法第3条第3項に、厚年法には第6条第1項に、また任意適用事業所については健保法第31条、厚年法第6条第3項に表現の仕方に違いはありますがそれぞれ同じ内容の規定があり、その事業所に使用される者を被保険者とする旨定めています。

しかしながら、任意適用事業所は従業員の2分の1以上の同意と厚生労働大臣の認可（日本年金機構に委任）により適用されるものでありますから、健康保険の適用事業所となることを希望するが厚生年金保険の適用を希望しないこと

も、またはその逆についても選択ができます。したがって、理論的には健康保険の被保険者であるが厚生年金保険の被保険者でないということもあり得ます。

ところで国民は何らかの公的医療保険制度と公的年金制度に加入しなければならないことになっていますので、原則として健康保険と厚生年金保険には一緒に加入することとされます。ただ当該事業所が国民健康保険組合に加入しているときは健保法の適用除外となりますので、特例的に厚生年金保険のみ適用する場合があります。

また、健保法第3条第3項の適用事業所については、原則として片方のみの適用はあり得ないことであり、健康保険の適用を受ける被保険者は厚生年金保険の適用を受ける被保険者（厚生労働省令で定める要件に該当する「70歳以上の使用される者」を含む）でもあるわけです（例外として厚生年金保険では、適用事業所以外の事業所に使用される者が事業主の同意を得て被保険者になれる道が開かれております。これを任意単独被保険者といいます）。

なお、2分の1以上の従業員が健康保険の任意適用を希望していても、事業主が任意適用について申請しない限り（労災保険の場合は過半数、雇用保険では2分の1以上の従業員の希望があると事業主に申請義務があります）、適用を受けられないので、このような事情にあっては、事業主の理解と協力が必要でしょう。

Q3

本社と支社を一括適用とすることができるか？

東京に本社がありますが、埼玉県、千葉県など近県に支店や出張所を有しております。健康保険は本社でまとめて1つの適用事業所としてよろしいでしょうか。

A 健康保険では事業所（事務所・工場・事業場・店舗など）を単位として適用することになっています（昭和18年4月保発905）。しかもその事業所では一定の事業が行われる場所であるという前提にたっています。すなわ